



# 近世書籍史料論に関する覚書

藤 實 久美子

## 目 次

はじめに

一 書籍史料論の立場

二 印刷物を理解するために

二一 一 印字様式

二一 一 一 整版印刷

二一 一 二 活字印刷

二一 一 三 小括

二一 二 整版印刷物

二一 二 一 輸入漢籍と和刻本

二一 二 二 「書物」

二一 二 三 「地本」

二一 二 四 小括

三 写本を理解するために

三一 一 写本の分類（著作者との関係から）

三一 二 転写の経路

四 非文字情報のいくつか

四一 一 装訂

四一 一 一 「綴じ」の様式

四一 一 二 表紙の色・文様

四一 一 三 題簽

四一 二 料紙

四一 三 書型

四一 三 一 用語の再検討

四一 三 二 機能

おわりにかえて

はじめに

一九七〇年代から近世史料学の確立の必要性が叫ばれ、以後、近世史料に適合的な研究視角・研究方法の提示が多角的になされてきた。<sup>(1)</sup> それらを受けて、とくに文書の様式的類別(名称付与)・社会的機能や、文書・記録史料の管理状況を組織機構との関係から論じる研究などがなされ、有益な議論が行われている。ところが、書籍史料<sup>(4)</sup>については一九九〇年代に入つてようやく調査・整理方法について議論が始まったにすぎない。<sup>(5)</sup> そこで本稿では、近世の書籍史料を史料学的に検討していくときに必要な論点・視角について、課題発見的にラフな形でスケッチすることにした。

以下、前提として、近世の書籍史料を素材にして研究を進めてきた書誌学・国文学、および史料論と不可分な関係にある歴史学に対して、本稿がとろうとする立場を述べる(一)。ついで本論では、書籍史料が内包する非文字情報に関心を集中し、第一に、書籍史料を印写様式によつて大きく印刷物と写本とに分ける。そして印刷物を文字の印刷様式によつて整版印刷と活字印刷とに分けて、それぞれの近世社会での存在性について考える。続けて整版印刷物を作成面・流通面に着目して分類する(二)。次に写本を分節的に理解する方法を検討する(三)。第二に、装訂・料紙・書型といった非文字情報から書籍史料の特性を引き出す方法を考える(四)。

## 一 書籍史料論の立場

ここでは、近世の書籍史料に関する研究を、どのように既存の学問が進めてきたのかを概括的に記し、併せて本稿

で述べる書籍史料論が、既存の学問に対して、どのような立場をとるのかを明らかにしておきたい。

近世の書籍史料を研究素材とする学問には、書誌学・国文学がある。書誌学は、書籍の物質的形態を観察して情報を簡潔に記述する形態書誌学を骨子としつつ、書籍の発展過程を明らかにすることを研究目的とする。具体的には、近世の書籍史料のうち古活字版にとくに研究が厚く、近世前期以後については、稀少かつ学術的に優れたものを発見して、善本などに認定し、研究を進めてきた。

国文学は、文学的価値が高いと評価される作品・作家を論じることを中核的研究領域とし、様式や内容から書籍を諸ジャンルに分け、とくに軟文学といわれるジャンルで多くの成果を蓄積してきた。また補助学として書誌学を積極的に取り入れて発展させてきた。近年では、これまでの書誌学的用語を再検討していこうとする動きが見られる。しかしながら、それはこれまでの研究蓄積が厚いジャンルを基礎に検討せざるを得ないという側面をもっている。

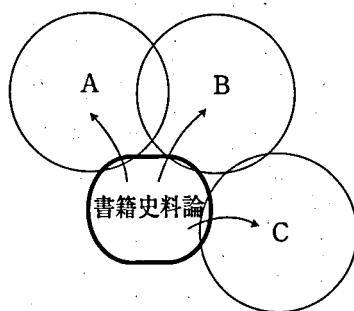
右からすれば、書誌学は、学術的にみて頂点に位置する史料を対象とし、さしずめ点の連なりを描いてきたことになる。また国文学は、ジャンルごとの発展過程を系統的に捉えるもので、幾筋もの線を描いてきたといえようか。これに対して書籍史料論では、書籍史料を学術的な価値の高下によって選別することなく、近世社会に存在した書籍の全様相を、いわば面として描こうとする。その方法は、私たちの目の前に有るか無いかにかかわらず、復元的に考察していくものとなる。<sup>(7)</sup>

ついで、史料学は歴史学と深い関係をもつことから、書籍史料が歴史学のなかでどのように扱われてきたのかに触れておきたい。やや乱暴な言い方をすれば、歴史学は史実を生に伝えている可能性の高さを重視するため、文書や記録史料から立論する傾向<sup>(8)</sup>にあり、書籍史料は思想史や文化史など、やや限られた範囲で利用されてきた感がある。これに対して書籍史料論では、書籍史料を文書・記録史料と切り離さず、史料「群」の一部を構成するものとして捉え

ていく。

以上は、書誌学・国文学および歴史学の研究視角と、本稿のそれとの違いであるが、いうまでもなく既存の学問を排除するものではない。本稿の立場はおよそ図「書籍史料論の立場」に示す通りである。仮に書誌学をA、国文学をB、歴史学をCとすれば、書籍史料論の立場はA・B・Cそれぞれのいずれか一つではなく、三つと境界を接するような、いわばマージナルなものでありたい。それは、マージナルな存在であること、すなわち、各学問の中核的なところから距離をおくことが、これまでの研究成果を別の角度から再検討し、新たな分析視角を模索するのに有効に働くと考えられるためである。

図 書籍史料論の立場



## 二 印刷物を理解するために

今日存在している史料を十分に観察し、外見的諸要素の組み合わせから対象とする書籍史料の作成環境・作成目的・機能・流布の範囲などを理解していくことは、書籍史料論において重要である。

以下の二章では、外見的諸要素のうち文字の印写様式に着目して、書籍史料を大きく印刷物と手で書き写した写本とに分けて考える。そのうえで本章では印刷物を、次章では写本を分節的に把握するための糸口を探すことにする。

## 二一— 印字様式

近世の印刷物は、印字様式から整版印刷と活字印刷とに分けることができる。整版印刷と活字印刷とはある程度、習熟すれば板面の違い（例えば、活字印刷物には文字列に揺れが見られる）から肉眼で判断できる。そのためここでは、両者を見分ける技術的な方法には触れない。

## 二一—一 整版印刷

整版印刷は、一枚の板に逆文字を薬研彫で陽刻して摺ったものをいう。<sup>(9)</sup>これは、中世以来、寺院が中心となつて行つた出版事業に用いた印刷方法で、近世前期に商業資本と結びついて社会で広く行われることとなつた。<sup>(10)</sup>この印刷方法は、明治二〇年代に活版印刷が主流となるまで、商業的印刷物の代表を占めた。なお、整版印刷物については、節を改めて詳述する。

## 二一—二 活字印刷

活字印刷は、原則として、一字ずつ陽刻した文字を組み合わせて造つた活字によるものである。これは用材から木活字と銅活字とに分かれる。この方面については、ここ十数年の研究によってそれまでの通説、例えば慶長勅版は朝鮮より伝来した技法にならつて作成されたとする説など、<sup>(11)</sup>に変更が迫られているので、簡単にその成果を紹介しておきたい。

活字印刷の技術は、近世初期に西洋・朝鮮・中国の三経路から日本に入った。後陽成は朝鮮の技術を導入して文禄勅版を、また西洋の技術にパレンで摺る日本の技術を組み合わせて慶長勅版を作らせた（ともに木活字）。<sup>(12)</sup>徳川家康

は朝鮮・明の技術を活かして伏見版(木活字)・駿河版(銅活字)を作らせた。<sup>(13)</sup>このほか木活字本には、寺院版・本阿弥光悦の嵯峨版などがある。とくに校勘を経た本文をもつ嵯峨本は、古典の普及に大きな役割を果たし、商品生産として出版業が成立する遠因となった。

しかしながら、活字印刷の隆盛は文禄から慶安年間までの約六〇年間に限定的である(この時期の活字印刷本を古活字本と呼ぶ)。活字印刷がにわかには衰微した理由は、活字版は多く摺ると文字が動くため大量の印刷に耐えない。再版が容易ではないといった技術面ばかりでなく、板木が権利として売買の対象となり、書肆の営業の基盤となっていたという商業慣習と相容れなかった点に求められる。<sup>(14)</sup>

ただし、木活字印刷は近世前期以降も、通常の商業出版とは離れたところで命脈を保ち、私家版の作成や私塾・藩校の教科書印刷、あるいは近世後期の幕府諸機関の刊行事業で用いられた。木活字印刷は板面に多少の見苦しさがあり、挿し絵を入れたり、ルビを振るなど装飾を施しづらいつらいつらというマイナス面があるが、整版印刷よりも少数部であれば一部あたりのコストが低い。植字さえすればよいいため簡便で即時性に富む。板木よりも保管に場所を要さないなどの利点があった。また、活字は崩してしまえば証拠が残らないところからしばしば禁書の出版などに使用された。

また、生産の場から流通の場に目を移せば、幕府公認の株仲間(三都(京都・大坂・江戸)の書肆は、原則として木活字本を扱わなかった。<sup>(15)</sup>つまり、木活字本の流通経路は、「表向き」という限定を付けるとしても、<sup>(16)</sup>正規の出版手続きを経て刊行された整版印刷物とは違ったことになる。

## 二一―三 小括

近世前期以降に作成されたある印刷物が、整版印刷物であれば、作成の過程に何らかの形で出版業者が介在した可

能性が高く、一定部数以上が広く社会に流布した。一方、木活字印刷物であれば、出版業者の介在はほぼ無く、部数は一〇〇部程度であったと考えられる。また木活字本の場合は、禁書に類する書籍か否かを検討する必要がある。

## 二一 二 整版印刷物

先に、整版印刷が近世前期に商業資本と結びついた背後には、板木に商品価値を置く商業習慣があったと述べた。これは近世社会で書籍を出版する時に、同業者による規制が伴ったことを示している。ここでは、このように書籍を出版する、あるいは流通させるといった活動を制約した事柄について、国家による規制に枠を広げて記し、整版印刷物を分節的に理解する視角を呈示したい。

## 二一 二 一 輸入漢籍と和刻本

近世における漢籍の輸入については、幕府の鎖国政策との関係から、その輪郭が明らかにされている。ただし、その成果は必ずしも広く共有されていると思われないので、ここではまず、輸入漢籍の国内での流通機構の大枠をまとめ、それを前提に国文学という漢籍の定義とそれへの若干の疑問を示したい。

慶長一八年（一六一三）、幕府はキリシタン禁制を命じ、寛永一二年（一六三五）には日本人の海外渡航を厳禁した。そのため、以後、日本に入る海外の書籍は、唐船に積まれた輸入書に限定されることとなった。渡唐本は量的に不安定であり、決算の金額面からしても多くはなく、貿易品の主流となり得たものではない。とはいえ、幕府政策の施行とその修正の影響を大きく蒙った点で、他の貿易品と違いはない。

通例、持渡書籍は船頭の裁量で選別されてもたらされたため、書籍はまず長崎の聖堂で書物改めを行い、禁書にあ



たるものが振り落とされた。そのうえで大意書が作成され、それは長崎奉行の手を経て幕府老中に上った。老中は大意書を検討し、問題なしと判断したので中に市中への売り捌きを許可した。売り捌きには長崎・大坂の間屋が関与した。購入は將軍のそれを第一とし、ついで幕府の老中・若年寄・儒者に優先的であり、そのほかも多くは社会上層部の手に帰した。<sup>(17)</sup>

かかる状況下にあつて、近世前期に、日本の民間書肆は漢籍の出版に着手した。返り点や振りがなを施した和刻本を学習書として刊行したのである。<sup>(18)</sup>

ところで、「国書総目録」(凡例)・「日本古典籍書誌学辞典」<sup>(19)</sup>によれば、国文学では書籍を著作者に指標を置いて類別する。つまり、中国人が著者であれば、輸入書籍と和刻本とでは、国文学では書籍を著作者に指標を置いて作成過程と流通経路の違いから見れば、輸入書籍と和刻本とは一つの言葉ではくくれない。国文学が著作者に基準を置いて分けるとしても、史料論では、輸入書籍と和刻本とを区別して認識する必要がある。<sup>(20)</sup>

## 二二二 「書物」<sup>(20)</sup>

ここでは、整版印刷物のうちいわゆる「書物」について述べる。具体的にはまず幕府の出版統制のあり方、ついで書物問屋の出版手続きを確認する。

### ①幕府の統制

明暦三年(一六五七)に京都所司代は触れを出し、軍書を出版するときには町奉行所へ届け出るようにと命じた。ついで天和二年(一六八二)、「新作之儘ナラザル書物、商売スベカラザル事」と刻まれた高札が全国に立てられた。<sup>(21)</sup> これらからは、幕府による出版取締令は、はじめ不特定者を対象にして出されたことがわかる。おそらくこれは、近

世初期、幕府が一般の同業者仲間を私的な結合とみなして禁止していた点と関係しよう。

元禄一一年（一六九八）、京都と大坂の書肆は連名で、所轄の町奉行に重板・類板の禁止の触を出して欲しいと願い、両町奉行は言論統制の責務を負わせつつ、これを受諾した。本屋仲間の結成が承認され、同時に言論統制の担い手が創出したのである。同じように幕府は、享保期に京都の書林仲間、江戸の書物問屋仲間（通町組・中通組・南組）、大坂の本屋仲間を公認し、出版取締令を出して、法令の遵守を仲間に命じた。

享保七年（一七二二）の取締令は、禁書書籍の内容に言及した部分と、出版システムにかかわる部分とに分かれる。すなわち、幕府が禁止した書籍は、一つに異説（キリスト教を含む）を唱えるもの、二つめに好色本の類、三つめに人々の家筋に関するもの、四つめに徳川将軍家に関わるものであった。<sup>(23)</sup> 出版システムについては後述する。

さて、先より仲間の承認・公認と幕府の取締とは分かちがたく結びついていたと述べてきた。この点を強調するのは、書物問屋仲間に属さない書肆は、この制外にあつたことに注意を払いたいからである。草紙屋や板木屋などの統制は、しばらく芸能興行などとの連関のなかで行われた。<sup>(24)</sup> 書肆の集団には階層性があり、階層ごとに幕府の統制は重層的に展開したのである。

## ② 出版手続き（江戸の書物問屋の場合）

書物問屋が出版物を出す場合には、つぎの手続きを必要とした。以下、やや記述が細くなるが、ここからは「書物」の出版には、煩瑣な手続きを要したことが明らかになる。

新規の企画をたてたり、古板を改めて再板しようとする者は稿本が完成すると、所属の組の行事に稿本と開板願あるいは再板願を提出する。ここで行事が幕府の法令に触れると判断したものは「吟味出来ず」として返却、あるいは絶板扱いにした。内容上、行事の判断では難しいものは町年寄を通じて町奉行へ伺いを立てた。

また、行事が、従来の出版物と関係がある類板・重板に当たると判断した時は、仲間内に稿本を回覧した。これを「廻本」という。この回覧で類似の書であるとの差し構えが仲間構成員から出されると、行事は書改めを命じた。問題個所の改正については、申請者と元板の所持者との内談を持ち、解決した。

その上で、稿本に支障が無いとなると申請者は板木の彫刻にとりかかる。ただし、新板の場合は、幕府の吟味を受ける必要があったので、行事は開板願に奥印証明を押し、稿本と共に町年寄を通して奉行所へ提出した。奉行所は稿本を検閲し、問題が無ければ出版を許可したが、万一その内容が好ましくない時には、稿本を没収して願書を返却し、刊行を許さなかった。

開板が許可になると、奉行所は行事を呼び出してその旨を伝え、行事は開板申請者に伝達した。これが「写本改」で、許可を得た書物は仲間の「写本留帳」に記されて、「願株」と称された。申請者は板木の彫刻に取りかかり、出来上がると板本を行事に提出し割印を受けて、板株の確保を行った。割印は、本文と「奥書」(作者名・刊行年・板元名)の板が全て完成して、はじめて押印された。割印のための三組行事の寄合は毎月一回開かれ、その席で行事が「割印帳」に記載した。このとき売り捌きを担当する書肆も決めた。万端済むと開板・再板申請者は行事に手数料を納める。さらに新板の場合、行事は稿本と新刊書を幕府へ上納して(「上ゲ本」、幕府の許可を得た。

この後、行事から販売許可証である「添章」が売捌きを行う書肆へ渡されて、初めて発売となった。「添章」は、江戸なら江戸のみで有効で、京都・大坂の書肆仲間へ売り捌くときには、その旨を行事へ願い出て、二都の行事宛の「添章」の発行を受ける必要があった。

右からは「書物」の出版を行う場合には、まず幕府の法令に触れないか否かの吟味を受け、のち類似の板株をもつ板元の承認を得なければならなかった。出版の許可申請には行事への吟味料の支払いを伴った。三都の間屋仲間は

「書物」の売捌き（卸）の権利をも掌握していたことが確認できる。

## 二二二三 「地本」

地本問屋はその土地で作成された整版印刷物（浮世絵などの摺り物を含む）を扱う本屋をいう。地本問屋と書物問屋との違いには、大きく次の三点がある。

一つめは、先述した幕府統制の枠組みである。もともと、寛政二年（一七九〇）に、地本問屋仲間が幕府に公認されて、新規の印刷物、とくに摺り物で言葉書きがあるものは、肝煎名主から町年寄を経て許可を得ること、町年寄の判断では難しいものについては、町奉行の指図を受けることになった。

二つめは、板木の権利関係が希薄であったことである。

三つめは、原則として地本問屋は三都への売捌きの権利を持たなかった点である。この事情があつて、例えば地本問屋の葛屋重三郎は三都の書物問屋と相合で出版を行った。江戸以外の地域への流通を図ろうとする場合、地本問屋は、書物問屋に属する三都の書肆と提携しなければならなかつたのである。<sup>(26)</sup>

右からすると、少なくとも寛政二年まで、「地本」は「書物」に比べて出版手続きが簡略で、即時性のある印刷物であつたといつてよい。また、その流路は書物問屋がもつ権利に押され、「書物」との棲み分けを余儀なくされていたといえよう。

## 二二二四 小括

以上、簡単ではあるが、輸入書・「書物」・「地本」について、幕府による統制、あるいは株仲間による規制（出

版手続き・流通経路) から検討した。ここからは改めて、現前する整版印刷物の作成者を刊記や封面などによって確定し、作成者が書肆仲間のどの集団に属したのかを見極めることが、その印刷物の作成過程と流通経路、流布の範囲(全国的規模か、ある地域に限定的か)を理解する時に有効な視点となることが確認できるところである。

なお、このほかにも整版印刷物は多様な形で作成され流通した。江戸に限定しても、その担い手として、幕府公認の暦問屋<sup>(27)</sup>、書物問屋・地本問屋に出入りする傍ら個人の注文を受けて大小暦・武者絵・売薬の能書・引札などを作成する板木屋仲間、あるいは仲間<sup>(27)</sup>に属さず違法(「隠れ彫」と称する)に印刷物を内職で製作した印判師や下層の武家<sup>(28)</sup>などを挙げるができる。今後、さらに江戸なら江戸で、重層的に展開した仲間組織、印刷物作成の場合および流通の場を、各層の関係性に目を開きつつ明らかにし、また、これを他の地域で展開した印刷物作成の営みとの、提携・対立などといった視点から、考察していくことが必要となろう。

### 三 写本を理解するために

写本は、一定の技術があれば誰でも作成することができたので、印刷物よりも手軽かつ安価であった。そのため近世社会では手写しという複写方法が広く行われた。ここではまず、写本を著作者との関係から五つに分類し、ついでその五つのなかで、複製的要素が濃厚な転写本・重写本を取りあげる。

三—— 写本の分類（著作者との関係から）

前提的に述べれば、写本は著作者との関係性から次の五つに分類することができる。

(a) 稿本・編著者の草稿のままの内容をもつもの。

(b) 中（清）書本・清書本を作成する過程での中間的な清書本をいう。

(c) 清書本

(d) 転写本：(a) (d) (c) を写した本をいう。

(e) 重写本：転写本を底本として書写した本をいう。

なお、(a) (c) までを原本、(d) を写本、(e) を転写本とする見解もあるが、右に示した五つの分類を一応の目安としたい。

また、現前する写本が、右のいずれに該当するかは、本文の異同、奥書の種類<sup>(30)</sup>のほか、装訂・料紙<sup>(31)</sup>・筆跡などの外見的諸要素を組み合わせて判断することになる。

三—— 転写の経路

転写本・重写本が作成された過程は、まずその書籍に残された奥書（書写の経緯を記した書写奥書・相伝の経緯を記した相伝奥書・秘伝の書籍や秘伝の注解などの伝授の経緯を記した伝了・伝授奥書など）から明らかにする。しかし、実際には、単に書写年代を記しただけで、転写の経緯が不明な史料に出会うことが多い。もしも、そこに記された書写年代の意味を引き出そうとするならば、諸本との突き合わせが不可欠な作業となる。

突き合わせ作業ではまず「国書総目録」が参考となる。しかしながら、それをさらに補足していく作業も重要であ

る。例えば、転写の過程は、書状などの文書や日記など、書籍史料と同じ一つの群をなす史料を解説することによって明らかになる場合がある。<sup>(32)</sup>

現在、「図書総目録」に掲載されない、さまざまな転写本・重写本の遺存が存村史料の調査で明らかになっている。また、転写の経路に言及した、膨大な量にわたる研究成果が著積されている。今後、これらをいわゆる「5W1H」形式でデータとして集め、あるキーワードでの検索を可能にしていけば、ややもすると孤立してしまう転写に関する情報を、有機的に結びつけることができるようになるのではないだろうか。<sup>(33)</sup>

ところで、写本の場合も、それが商品であった可能性を考える必要がある。享保七年に幕府の出版取締令が出されてのちは、これに抵触する書籍の出版は原則として不可能となったため、例えば実録物・聞書集などは写本（厳密には重写本）という形で貸本屋の商品となり、売買あるいは貸借されることとなった。<sup>(34)</sup> また右の禁書に類するもの以外でも、整版印刷では採算のとれないもの、例えば少数部の寺小屋用の教科書などが請け負い業者によって作成されたしたがって、ある書籍が写本という形で存在した理由は、印刷物との棲み分けという視点から考え、ついで非商品的であればさらに個別的に検討することとなる。

#### 四 非文字情報のいくつか

ここでは、印刷・手写しという印写様式とは別の、外見的要素について具体例を列記し、そこから機能的情報を引き出す方法について考えてみたい。

#### 四——装訂

#### 四——「綴じ」の様式

#### ① 呼称「仮綴じ」の再検討

これはすでに大藤修氏が指摘している点<sup>(35)</sup>であるが、書誌学でいう「仮綴じ」は、冊子型史料では一般的な綴じ方であるので、それぞれに固有の名称を与えた方がよいように思われる。書誌学用語はその研究対象とする書籍に適合的に作られたため、在村の史料には不向きな点がある。

管見の限りでも、表紙の角のほつれを避けるために、短冊型の紙片で小口の上下を覆うなど、写本にまみられる簡易な装訂についての適当な名称が今のところない。今後、史料学では、製本方法を的確に表す用語について検討を続けていかなければならない。

#### ② 「仮綴じ」本の機能

一つめは村の史料の事例である。「五人組条目」は調査時に類出するものであるが、これが持つ機能については製本情報が重要になると思われる。例えば、簡便な「二つ綴り」<sup>(36)</sup>であれば、手習いの中級のテキストであった可能性<sup>(37)</sup>が高く、一方、奥に署名・捺印があつて、包装<sup>(38)</sup>が施されていれば、名主の職務機能から発生したものと理解できる。

二つめは商品として出された印刷物の事例で、かつて製本の状態に留意せずに翻刻を行ったために生じた問題を伴っている。すなわち、「仮綴じ」のパンフレットは、啓蒙手引書・実用的冊子として遊廓の茶屋・小間物屋やその周辺で土産物として流通した。一方、表紙を備えたものは、江戸の地本問屋から貸本屋ルートで全国に配本された。しかしながら、内容からのみ類別したため、現在、一つの文芸ジャンルとして扱われる洒落本には、時として当座の冊子が混在している<sup>(39)</sup>という。



## ③五つ目綴じ(朝鮮装)

近世の冊子型の書籍で表紙をもつもののはほとんどは四つ目綴じである。しかし時として、唐本や朝鮮本の製本方法に倣ったものがある。<sup>(40)</sup>以下、その例として、政治的に重要な意味をもった幕府編纂物を、三点示す。

寛永二〇年(一六四三)「寛永諸家系図伝」は完成し將軍に献上されたが、明治六年(一八七三)の皇居火災で焼失した。そのため、現在、伝存が確認できる真名本は、寛文二年(一六六二)に日光東照宮に納められた一本に限られるが、この日光本は五つ目綴じである。ここからは、当時の朝鮮本への趣向の反映を読み取ることができるとされてきた。<sup>(41)</sup>

一方、文化九年(一八一二)に完成した「寛政重修諸家譜」は將軍に献上され、同一二年に日光東照宮に奉納された。いずれも現存し、兩本はともに四つ目綴じである。<sup>(42)</sup>先の指摘を受ければ、この時期に朝鮮本への傾倒は止揚されていたことになる。しかしながら、天保一四年(一八四三)に完成し、安政四年(一八五七)年に日光東照宮に奉納された「御実紀」(徳川実紀)は五つ目綴じである。<sup>(43)</sup>今後、改めて日本における唐本・朝鮮本式の「綴じ」がどのように使われたのか、通時的共時的に検討したうえで、その意味作用について考えていくことにしたい。

以上は、冊子型書籍の「綴じ」についてであるが、書籍史料の製本の仕方は、卷子仕立て・折本など、様々である。書型と機能・社会での意味作用を読み解いていく素材は広範に存在しているといえよう。

## 四一一二 表紙の色・文様

印刷物の表紙の色・文様の変遷の具体相については、中野三敏氏の論考<sup>(44)</sup>に詳しいので、ここでは写本の例を示すことにする。

寛文一〇年（一六七〇）に完成した「本朝通鑑」（写本）の表紙の媒質は、すべて和紙であったが、つぎのような違いがあった。紅葉山文庫に納める清書本は紺地表紙、將軍の手元におく中（清）書本は青地紋付表紙、日光東照宮・足利学校に献納する本と幕府の儒者林家用の転写本は、浅黄地・黄色地・萌黄地表紙であった。<sup>(45)</sup>ここからは、献納先によって表紙に格差があり、それは色・文様の有無によって表わされたことが明らかとなる。

色のシンボル性については、管見の限り、あまり研究がないようであるが、官位の上下に伴う江戸城内での衣服の色の違い、などをも視野に入れて、史料論の一つとして、各々の色もった意味作用について分析していく方向性があってもよいのではなからうか。

一方、表紙の文様については、中世までの和書の表紙は無模様であったが、朝鮮本の影響で模様が生じるようになったとの指摘がある<sup>(46)</sup>。文様の有無と文様がある場合には、その文様の象徴性について、色と同様に衣服、また絵画・調度品などとの関係性に留意しつつ、検討が加えられなければならないであろう。

#### 四一―三 題簽

歌書類は表紙の左はじ、物語は中央に貼るという和歌の二條流の口伝がある。他方、民間書肆の手に成る書籍では、歌書・俳諧書・絵本・草子などは短冊簽を中央に貼り、右の範疇に入らない書籍では左はじに短冊簽を貼る場合が多い。また、近世に入ってから出版されるようになった類書・字書・実用書の類は、題名を記した短冊簽を左はじに、方簽の目録題簽を中央に貼る。

右の僅かな事例からも、題簽の形式は、その書籍の内容によって規定されたことが看取できよう。これを前提にすれば、例えば武鑑の題簽が、当初、方簽の目録題簽、あるいは短冊簽と目録題簽とを組み合わせたものから、元文期

に短冊・左はじに定着することは、武鑑という「書物」の分野が確立し、社会に定置し始めたことを意味しよう。<sup>(47)</sup>つまり、内容的に同一な書籍であっても、作成者・受容する人々の意識の変化に伴って、書籍はその社会的な位置を変えることがあり、それは題簽の形式の変化から読み取ることができる。

以上は、おもに国文学の研究に依拠したものであるが、表題・表紙を備えた記録類は多いため、書籍との関係性に留意して、検討していく必要がある。

#### 四―二 料紙

書籍史料の分析では、成立年代や書写年代が不明な場合に、料紙の古さなどに着目することが多いようである。また、野紙や無地の用紙が混ざって使われたり、切紙を貼り継いだ部分などがあれば稿本とするなど、先に示した写本の五分類を行う時に重要な情報源として料紙を見てきた。

一方、料紙をその素材・使用様式から、文書の機能を読み解く方法が史料論のなかで提示されている。<sup>(48)</sup>ただし、ここで示された知見は、あまり書籍史料の分析に応用されていないようである。<sup>(49)</sup>その一因には、印刷物の場合はパレンの摩擦に耐えうる強い楮紙が多用され、漉き返し紙(草双紙に使われた)や薄様を使用したものは例外的であることが挙げられよう。

今後は、書籍史料の料紙の素材と使用様式(次節参照)について研究を蓄積し、文書・記録に関する研究と合せて考えていく必要がある。また別の問題として、料紙の科学的な分析が進めば、現在は感覚に頼っている原装本(最初の製本のままのものを原装本といい、その表紙を元表紙という)・重装本(改装されたものをいう。改装本とも。その表紙を後表紙という)の判断が正確に行えるようになるに違いない。

#### 四一三 書型

##### 四一三一 用語の再検討

書誌学では冊子を外見上の形状に着目して判形を示すことが一般的であるが、これは近世の冊子型の書籍のほとんどは袋綴（印刷または書写されている面を外側にして中央を二つ折りにしたものを重ね、折り目の反対側を紙縫または糸で下綴りする。次に表紙と後ろ表紙を重ね、綴じ穴を開けてさらに糸で綴じる）であり、料紙の使用様式についてさして意を払うことがなかったためであらう。

しかしながら、書籍史料論ではこれまでの書誌学の書型呼称を自明のものとせず、料紙の使用様式を表現した呼称を工夫していく必要があるのではないだろうか。<sup>(51)</sup> 例えば、書誌学用語では（a）半紙を縦に半裁し二つ折りにしたものは「小本」、（b）半紙を横に裁断し二つ折にしたものを「横小本」と呼ぶが、料紙の使用様式を表現するならば（a）は半紙縦折紙半裁判、（b）は半紙横折紙半裁判となる、などである。

##### 四一三一二 機能

松尾芭蕉の「奥の細道」は、近世の書籍では稀有な枳形本であり、また芭蕉の文学史上の位置づけの高さから、これまで議論の俎上に載せられることが多かった。現在、国文学で承認されている理解は、次のようである。

板本「奥の細道」は、門人・後輩らの芭蕉敬慕の念を凝集として、芭蕉生前の清書本の姿をそのまま世に伝えようとしたものである。枳形の清書本に芭蕉の意志が反映されているならば、芭蕉は本書を鎌倉・室町期の歌書に繋がるものとする意識を濃く持っていたことになる。<sup>(52)</sup>

ところが、とくに枳形本の機能については鎌倉・室町期と単線で結んでいる点で検討の余地があるように思われる。そこで中世史の西岡芳文氏の研究を読むと、元来、枳形本は、文書でいえば「折紙」に似た消耗品の用途で用いられたが、やがて和歌や様々な芸道・技術の伝授様式として仏教以外の分野に普及し、伝授の証拠としての象徴的な役割を持つようになった<sup>(53)</sup>とある。つまり、枳形本イコール歌書とするのはやや狭い見方で、枳形本は本来的な機能から転じて伝授書の一樣式となったと理解するべきであろう。

僅かにここでは、枳形本の事例を挙げるにとどまるが、書籍の機能を文書の機能との関係性に目を向けて考察した西岡氏の研究は重要であり、学ぶべき点は多いであろう。

おわりにかえて

以上、本稿では、主に書籍史料が内包する非文字情報について述べてきた。二章・三章では、印刷物・写本、整版印刷・活字印刷という鍵言語を用いて、書籍史料をいくつかの固まりに分けて認識する試みをした。また、整版印刷物についてはやや詳しく、その作成環境を国家による統制の枠組み・板元の属する集団という切り口から論じた。とくに書物問屋・地本問屋などといった書肆の集団に拘ったのは、やや唐突であるが、これまで武鑑という書籍に関心を持ってきたことと関係がある。書物師で書物問屋の行事を務めた出雲寺と書物問屋の須原屋茂兵衛とは、いわゆる四冊物の武鑑を刊行することができたが、地本問屋の燕屋弥七や森屋治兵衛は二〇丁前後の抄録版の武鑑を出版したにすぎない。そして、振売りは抜書きを売り歩いた。このように、武鑑の研究を通して、近世社会における出版

活動のあり方は、その作成者が置かれていた社会的位置に大きく規定されたことを解明しようとした。<sup>54</sup>

これは、研究で利用した武鑑の多くが、史料学でいうところの「出所」がほぼ不明となったコレクション史料であった点と深く結びついている。コレクション史料に含まれる書籍は、実に多く存する。果たしてそれらの史料をどのように認識していったらよいのか。その一つに、近世社会でどのような存在性をもったのかという視点があり、その時にはここで示した方法、つまり作成者の社会での位置から分析する方法が有効となるのではなからうか。

ついで、四章では個々の書籍を観察していく時の視角を示した。ここでは、努めて文書や記録史料と共通する切り口を挙げた。ともすると、これまでの史料学は文書・記録史料を中心に論じる傾向にあり、書籍史料は書誌学・国文学のなかでのみ論じられてきた。したがって、この書籍史料論もまた孤立することがないように、書籍史料と文書や記録との相互の関係性に注意して、考えを深めていかなければならないであろう。

ところで、これまでの史料学の提言に鑑みるならば、書籍史料の伝存の局面（取得者の職能・職掌との関係性など）に言及する必要があると思われる。実際に、幕府や大名などを対象にした「文庫史」という分野で研究蓄積がある。<sup>57</sup> また、村の書籍の貸借・購入や蓄書形態を分析した研究では、貸本屋・小間物屋、特定の書肆と関係を結ぶ文人など、書籍と取得者との間に介在した人々の動きを明らかにし、<sup>58</sup> さらに村で読み書き能力を持ち、書籍をまた知識を持つことの意味を問うている。<sup>59</sup> 今後、これらの歴史学の成果を史料学的な視点から再構築することが必要であろう。

そのほか、書籍と広く近世の人々との関係を、音読・黙読や抜き書き・書き入れという行為、また学習・研究という「場」、などの視点から分析することが残されているように。

最後に、本稿を終えるにあたって、いまだ書籍史料論の構築は、その緒についたばかりであると痛感せざるを得ない。本稿は、今後の実証的本格的な研究の前提となる覚書であり、これから不断に補訂を加えていく必要があること

を改めて記して、文を閉じたい。

註

店、一九九五年)、笠谷和比古氏、前掲書、など。

(1) 中井信彦「近世史料体系化への道」(『史料官報』第三〇号、一九七九年)、大藤修「近世文書の整理と目録編成の

(3) 大名文書については、山崎一郎「萩藩当職所における文書の保存と管理」(『山口県文書館研究紀要』第二三号、

理論と技法」史料館「研究紀要」第一七号、一九八五年)、

安藤正人「近世・近代地方文書研究と整理論の課題」

一九九六年)・同「萩藩当職所における文書整理と記録作成」(『山口県文書館研究紀要』第二四号、一九九七年)、

(『日本史研究』第二八〇号、一九八五年)、大野瑞男「近

などがあり、村方・町方文書については保坂裕興「近世五郎兵衛新田村における記録管理と村政」(『学習院大学

世古文学書の課題」(『日本古文学書学会編』『日本古文学書論

集』一、吉川弘文館、一九八六年、初出は一九八二年)、

史料館紀要』第七号、一九九三年)、「特集 近世史料論

日本歴史学会編「概説古文書学」近世編(吉川弘文館、

一九八九年)、安藤正人「越後国頸城郡岩手村佐藤家文書

(4) 一般の辞書では「典籍」と「書籍」とは同義とするが、

の構造」(渡辺尚志編「近世米作単作地帯の村落社会」岩

田書院、一九九五年)、笠谷和比古「近世武家文書の研究」

国文学では「典籍」を、一般の書籍に比べて内容・形態

(法政大学出版局、一九九八年)、など。

ともに優れるという、評価の高さを備えている場合に用

(2) 大野瑞男「領知判物・朱印状の古文書学的研究」(史料館

「研究紀要」第一三三号、一九八二年)、藤田覚「近世幕政

いる(『日本古典籍書誌学辞典』項目「典籍」、岩波書店、

文書の史料学的考察」(『東京大学史料編纂所報』第二四

号、一九八九年)、高木昭作「近世史料論の試み—老中と

現することが望ましいと思われる。なお、ここでいう書

その発給文書について—」(『日本通史』別巻三、岩波書

籍とは著作・編纂物または複製情報物というほどの意味

である。これは極めて曖昧な定義ではあるが、筆者とし

ては以下の意味を添えてこの表現をとった。大藤修氏や安藤正人氏は、もともと属していた文書群から離れてしまっている二次的な複製情報物（印刷出版物など）を記録史料の範疇に入れず、記録史料と複製情報物とをそのオリジナル性から比べて、前者に第一級の史料価値があるとする（安藤正人・大藤修「史料保存と文書館学」吉川弘文館、一九八六年、三〇四頁・一〇〇―一頁、安藤正人「記録史料学とアーキビスト」『日本通史』別巻三、三五五―三五六頁）。これに対して筆者は、記録史料の範疇から外される書籍史料をも対象に加え、複製情報物の全様相の解明に努めていく必要があると考えている。

(5) 在村の書籍史料調査論に、橘川俊忠「在村残存書籍調査の方法と課題―時国家所蔵書籍調査報告1（近世編）―」（『歴史と民俗』第四号、一九八九年）・同「在村残存書籍調査の方法と課題2―上時国家所蔵書籍調査報告（近代）―」（『歴史と民俗』第五号、一九九〇年）・同「史料としての書籍―蔵書史料学の可能性について―」（神奈川県立歴史民俗資料学研究所「歴史民俗資料学研究」第三号、一九九八年）、拙稿「書籍史料の特性と調査方法について」（『学習院大学史料館紀要』第八号、一九

九五年）、などがある。また写本の分析的整理を実践し、さらに文書館業務の現場への提言を行った論考に、福田千鶴「尾張藩士西部相嘉と「諸国郷帳」の成立―史料論覚書、その一―」（史料館「研究紀要」第二六号、一九九五年）がある。

(6) 中野三敏「書誌学談義 江戸の板本」（岩波書店、一九九五年）。また「日本古典籍書誌学辞典」（岩波書店、一九九九年）の序文に、国文学研究資料館では「国書総目録」（岩波書店、一九六三―一九七六年）に基づいて国書の悉皆調査を行い、二七万枚の調査カードと一六万点のマイクロフィルムを収集した。この調査の積み重ねにより、旧来の書誌学諸説の訂正・補訂・整理を行う必要があると認識したとある。このほか同館では「シンポジウム―私の調査カード―」（同館文献資料部「調査研究報告」第一八号、一九九七年）などを主催して、書誌的事項の検討を進めている。

(7) 福田千鶴「大名史料の成立と構造」（史料館「記録史料の情報資源化と史料管理学の体系化に関する研究」レポートNo.2、一九九八年）および笠谷和比古氏、前掲書「はじめに」を参照のこと。



- (8) 青木美智男「近世の地方文書と近世史研究」(講座日本近世史一〇 近世史への招待)有斐閣、一九九二年、三三頁。かつて栗田元次氏は「歴史書誌学」の精勵を提唱したが(「書誌学の発達」『本邦史学史論叢』下巻、富山房、一九三九年、一三三八―一三四〇頁、など)、結果として潮流とならなかつたといえる。
- (9) 整版印刷用の板木の作成過程については、廣庭基介・長友千代治「日本書誌学を学ぶ人のために」(世界思想社、一九九八年、一〇六―一二三頁)に詳しい。
- (10) 出版業は寛永期に京都で生業として成り立つようになつた(長友千代治「商業出版の開始」『岩波講座 日本文学史』第七巻、岩波書店、一九九六年)。
- (11) 新村出「活字印刷術の伝来」(『新村出全集』第五巻、筑摩書房、一九七一年。初出は一九二二年)。
- (12) 森上修・山口忠男「慶長勅版「長恨歌琵琶行」について(上)―慶長勅版の植字組版技法を中心として―」(『ピブリア』第九五号、一九九〇年)。
- (13) 藤本幸夫「印刷文化の比較史」(『荒野泰典ほか編「アジアのなかの日本史 VI 文化と技術」、東京大学出版会、一九九三年)。
- (14) 藤本幸夫氏、前掲論文、および中嶋隆「西鶴と元禄メア―その戦略と展開―」(日本放送出版協会、一九九四年、四五―四九頁)。
- (15) 大内田貞郎「近世木活字による印刷と出版」(『文学』V 〇一、四九、岩波書店、一九八一年)。
- (16) 今田洋三「筆禍と出版機構」(『国文学』第四二巻一、学燈社、一九九七年)は、実証は今後に付するとしながらも、幕末期、書物問屋所属の本屋たちも、主体的に活字印刷の秘書の流通に参加するむきがあつたのではないかと、指摘する。
- (17) 大庭脩「江戸時代における中国文化受容の研究」(同朋出版、一九六四年)、同「江戸時代における唐船持渡書の研究」(関西大学東西学術研究所、一九六七年)、弥吉光長「江戸時代唐本の輸入と販路の考察」(『国学院大学栃木短期大学紀要』第一一号、一九七六年)、森陸彦「新渡唐本の国内販路」(『箭内健次編「鎖国日本と国際交流』下巻、吉川弘文館、一九八八年)、など。
- (18) 阿部隆一「漢籍」(『阿部隆一遺稿集』第三巻、汲古書院、一九八五年。初出は一九七六年)。和刻本の刊行に積極的に携わつた書肆に京都の出雲寺がある。また一七世紀後

半から和刻本の刊行が盛んになった様相は紀州藩文庫の蔵書から看取できる(藤本清二郎「紀州藩文庫」の構成と国学所の蔵書)「紀州経済史文化史研究所紀要」第一三号、一九九三年)。

(19) 註(6)を参照のこと。

(20) 近世社会での書籍の分類意識の一つに、「書物」「地本」がある(中野三敏氏、前掲書、一一一頁)。

(21) 今田洋三「江戸の禁書」(吉川弘文館、一九八一年、五五―五六頁、六一―六二頁)。

(22) 重板・類板についての研究には、市古夏生「近世における重板・類板の諸問題」(「江戸文学」第一六号、一九九六年)、佐藤貴裕「近世節用集版權問題通覧」(岐阜大学教育学部「研究報告—人文科学—」第四四卷第一号・第二号、第四五卷第一号・第二号、第四六卷第一号、第四七卷第一号、一九九五―一九九八年)がある。

(23) 本文で触れた統制令は、一般に出版統制令と呼ばれるが、三番目・四番目に該当する禁止は印刷物ばかりでなく、写本にも適用されたことに注意を払っておく必要がある。

(24) 今田洋三氏、前掲書、一五二―一五五頁。

(25) 京都・大坂・江戸の書肆の階層性を示せば、仏書・儒学

書・漢文集・歴史伝記書・神道有職書・医学書・歌集・読本などを出す書肆を、京都と大坂では本屋・書林、江戸では物の本屋・書物屋・書物問屋と称した。一方、浄瑠璃本・草双紙・噺本・好色本・料理書・旅行書などを出す書肆を、京都と大坂では草紙屋・小草紙屋など、江戸では草双紙絵草紙屋・地本問屋と称した。そして、京都では書林仲間、大坂では本屋仲間に従属する形で小草紙屋中存在し、江戸では書物問屋仲間とは別組織で地本問屋仲間が存在した。

(26) 鈴木俊幸「葛屋重三郎」(若草書房、一九九八年、一七〇―一七二頁、一七五―一七八頁、一九一―一九二頁)。

(27) 渡邊敏夫「日本の歴」(雄山閣出版、一九九三年復刻、初版は一九七五年、二九九―三三三頁)。

(28) 中澤恵子「板木屋組合文書」解題(北小路健校訂「板木屋組合文書」日本エディタースクール出版部、一九九三年)。

(29) 「日本古典籍書誌学辞典」[原本][写本][転写本]の項を参照。

(30) 奥書の種類については、藤井隆「日本古典書誌学総説」(和泉書院、一九九一年、九九―一〇二頁)を参照。

- (31) 装訂・料紙については次章を参照のこと。
- (32) 高部淑子「佐藤家の蔵書と情報」(『近世米作単作地帯の村落社会』)、中子裕子「無足人の読書と文芸」(『奈良歴史研究』第四八号、一九九八年)、拙稿「御当家紀年録」と幕府の儒者林家」(児玉幸多編・訳注日本史料「御当家紀年録」集英社、一九九八年)、同「本朝通鑑」編修と史料収集―対朝廷・武家の場合―」史料館「研究紀要」第三〇号、一九九九年)、など。
- (33) この点、ほぼ同一内容の書籍史料を悉皆的に検討し、関係性を示した山本英二「慶安御触書成立試論」(日本エディタースクール出版部、一九九九年)は示唆的である。
- (34) 長友千代治「近世貸本屋の研究」(東京堂出版、一九八二年、一九三頁)および中嶋隆「板本時代の〈写本〉とは何か」(『国文学』第四二巻一一号)。
- (35) 大藤修氏、註(一) 掲出論文。
- (36) 「二つ綴り」という呼称は大藤修氏の仮称によった。
- (37) 新潟県小千谷市立図書館所蔵安部家文書「御仕置五人組帳」。手習いの習得段階については、高橋敏「近世村落生活文化史序説―上野国原之郷村の研究―」(未来社、一九九〇年、一九五頁)を参照。
- (38) 包背装とは、元来、蝴蝶装(本文用紙を中表に二つ折りにしたものを重ね、折り目の外に糊をつけ、厚紙の表紙を二つ折りにした、その背の部分の内側に、折った本文の折り目を糊付けしたもの)の書籍の形が崩れたり、背が壊れて紙が散逸するのを防ぐときに用いられた。清朝の四庫全書などの宮中の写本は包背装であった(長澤規矩也「書誌学序説」吉川弘文館、一九六〇年、四九―五〇頁)。大藤修氏の冊子型史料の分類では「かぶせ綴」と仮称される(註(一) 掲出論文)。
- (39) 浜田啓介「小冊子の板行に関する場所的考察―洒落本の場合―」(『近世文芸』第三九号、一九八三年)。
- (40) 中野三敏氏、前掲書、九二―九五頁。
- (41) 山本信吉「寛永諸家系図伝」について」(日光叢書「寛永諸家系図伝」解題、続群書類従完成会、一九八九年)。
- (42) 福井保「江戸幕府編纂物」図録編(雄松堂出版、一九八三年、五七頁)。
- (43) 前掲書、七一頁。
- (44) 中野三敏氏、前掲書、一二八―一五一頁。
- (45) 「通鑑御書物入用ニ請取申覚」(『竹橋余筆』汲古書院、一九七六年、六五三―六五四頁)。なお本文で示したものは、

福井保氏の見解（江戸幕府編纂物）解説編 一四五頁）

と異なるので注意されたい。

(46) 藤本幸夫氏、註(13) 掲出論文。

(47) 拙著「武鑑出版と近世社会」東洋書林、一九九九年、七五頁。

(48) 大藤修「近世文書論序説(中)——近世文書の特質とその歴史的背景についての素描——」(史料館研究紀要) 第二三号、一九九二年、など。

(49) 例外的に、福井保「江戸幕府編纂物」は料紙の種類に多く言及している。「本朝通鑑」を例にとれば、清書本は上質厚手斐紙、中(清)書本は楮斐交流である(一四五頁)。ここでは明確に清書本と中(清)書本との格差が料紙に現れている。このほか、「書物方日記」(内閣文庫所蔵)に書籍の料紙に関する記事があり、今後、検討していく必要がある。

(50) 書誌学用語の選定基準は、「書籍の形状・大小による呼称がある。この種の呼称は和装本においてわざわざ新しく造るよりも、できるだけ従来古本屋・製本屋などで使われたものを使うほうがよい」(長澤規矩也氏、前掲書、五九頁)という判断から定められた。そのため外見的な呼

称となった可能性がある。

(51) 大藤修氏、註(1) 掲出論文、および原島陽一「冊子型史料の形態表示について」(史料館「研究紀要」第一四号、一九八二年)。

(52) 中野三敏氏、前掲書、六八―六九頁、など。

(53) 「中世社会における情報の受容・変成・蓄積」(歴史学研究会) 第七一六号、一九九八年)。

(54) 註(47)に同じ。

(55) ここでいう史料学とは、(1) 文書・記録・書籍史料すべてを一つの史料群として捉える。(2) 史料群の全体構造における内的階層秩序を組織機構・職務分掌などとの関係において解明する。(3) 個々の史料の生成過程から保存・廃棄までを明らかにすること、としておく。

(56) 取得者という言葉を使うのは、次の理由による。読者は作者との対概念で用いられることが多く、やや限定的である。また、実態として取得者が常に読者であるとは限らない(例えば、取得それ自体が権威の象徴となることがある)ためである。

(57) 紅葉山文庫については、福井保「紅葉山文庫」(郷学会、一九八〇年)、拙稿「紅葉山文庫管理と書物師出雲寺」

〔学習院史学〕第三一号、一九九三年。大名の文庫については、山本祐子「尾張藩「御文庫」について(一)」「名古屋博物館「研究紀要」第八号、一九八五年)同「尾張藩「御文庫」について(二)」「研究紀要」第九号、一九八五年)、高木靖文「高田藩榊原家の蔵書と修道館文庫」(新潟大学教育学部紀要)第二九卷第一号、一九八七年)、川口恭子「熊本藩校時習館蔵書考」(熊本大学文学部国史学研究室「史燈」第八号、一九九九年)、など多数。

- (58) 小林文雄「近世後期における「蔵書の家」の社会的機能について」(東北史学会「歴史」第七六号、一九九一年)、横田冬彦「近世民衆社会における知的読書の成立」(「江戸の思想」第五号、ベリかん社、一九九七年)、岩橋清美「近世後期における情報空間の変容」(「史潮」新四三号、一九九八年)、など。

- (59) 横田冬彦「近世村落社会における〈知〉の問題」(「ヒストリア」第一五九号、一九九八年)、高部淑子氏、前掲論文、など。

- (60) 塚本学「音読と黙読―八犬伝から文書の世界へ―」(月刊百科「第三六四号、平凡社、一九九三年)。

【付記】本稿は非常勤研究員(COE)として、研究テーマ「マージナル史料としての書籍史料の体系的研究」を与えられて執筆したものである。稚拙な覚書となってしまうが、このテーマで文章を書く機会を得られたことに深く感謝したい。

